

環水大総第071120002号
平成19年12月13日

警察庁交通局長
外務省経済局長
経済産業省製造産業局長
資源エネルギー庁次長
各都道府県知事
各政令市長
社団法人日本自動車工業会長
日本自動車輸入組合理事長

殿

環境省水・大気環境局長

自動車排出ガスの量の許容限度の一部改正について（通知）

今般、平成17年4月の中央環境審議会答申「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について（第八次答申）」に基づき、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第19条第1項に規定される自動車排出ガスの量の許容限度（昭和49年1月環境庁告示第1号）の一部を別紙のとおり改正することとしたので通知します。

○環境省告示第百十三号

大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第十九条第一項の規定に基づき、自動車排出ガスの量の許容限度（昭和四十九年一月環境庁告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成十九年十二月十三日

環境大臣 鴨下 一郎

別表第一窒素酸化物の項を次のように改める。

窒素酸化物		暖機状態でのJCO	一キロメートル走行当たり〇・〇八グラム
	<p>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの（二輪自動車を除く。）及び車両総重量が千七百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）並びにガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車であつて、専ら乗用の用に供するもの</p>	<p>八モードによる測定及び冷機状態でのJC</p> <p>〇八モードによる測定であつて、暖機状態でのJC</p> <p>〇八モードによる測定値に</p> <p>〇・七五を乗じた値</p> <p>と冷機状態でのJC</p> <p>〇八モードによる測</p>	

	<p>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車（専ら乗用の用に供するものを除く。）</p>	<p>定値に〇・二五を乗じた値との和</p>	
<p>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて</p>		<p>暖機状態でのJCO 八モードによる測定 及び冷機状態でのJC CO八モードによる 測定であつて、暖機 状態でのJCO八モ ードによる測定値に 〇・七五を乗じた値 と冷機状態でのJC CO八モードによる測 定値に〇・二五を乗 じた値との和</p>	<p>一キロメートル走 行当たり〇・〇八 グラム</p>
<p>暖機状態でのJCO 八モードによる測定</p>		<p>一キロメートル走 行当たり〇・一〇</p>	

<p>、車両総重量が千七百キログラムを超え三千五百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）</p>		<p>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）</p>
<p>及び冷機状態でのJC○八モードによる測定であつて、暖機状態でのJC○八モードによる測定値に○・七五を乗じた値と冷機状態でのJC○八モードによる測定値に○・二五を乗じた値との和</p>	<p>JE○五モードをガソリン重量車用車速変換プログラムにより変換した運転モードによる測定</p>	
<p>グラム</p>		<p>一キロワット時当たり○・九グラム</p>

<p>軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの（二輪自動車を除く。）及び車両総重量が千七百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）</p>	<p>暖機状態でのJC〇八モードによる測定及び冷機状態でのJC〇八モードによる測定であつて、暖機状態でのJC〇八モードによる測定値に〇・七五を乗じた値と冷機状態でのJC〇八モードによる測定値に〇・二五を乗じた値との和</p>	<p>一キロメートル走行当たり〇・一一グラム</p>
<p>軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が千七百キログラムを超え三千五百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗</p>	<p>暖機状態でのJC〇八モードによる測定及び冷機状態でのJC〇八モードによる</p>	<p>一キロメートル走行当たり〇・二〇グラム</p>

<p>車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）</p>	<p>軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）</p>	<p>ガソリンを燃料とする小型自動車（二輪自動車に限る。）</p>
<p>測定であつて、暖機状態でのJC○八モードによる測定値に○・七五を乗じた値と冷機状態でのJC○八モードによる測定値に○・二五を乗じた値との和</p>	<p>JE○五モードをデイズェル重量車用車速変換プログラムにより変換した運転モードによる測定</p>	<p>二輪車モードによる測定</p>
	<p>一キロワット時当たり○・九グラム</p>	<p>一キロメートル走行当たり○・二〇グラム</p>

<p>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が十九キロワット以上五百六十キロワット未満のもの</p>	<p>七モードによる測定</p>	<p>一キロワット時当たり〇・八〇グラム</p>
<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が十九キロワット以上三十七キロワット未満のもの</p>	<p>八モードによる測定</p>	<p>一キロワット時当たり七・九八グラム</p>
<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が三十七キロワット以上七十五キロワット未満のもの</p>	<p>八モードによる測定</p>	<p>一キロワット時当たり五・三二グラム</p>
<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が七十五キロワット以上百三十キロワット未満のもの</p>	<p>八モードによる測定</p>	<p>一キロワット時当たり四・七九グラム</p>
<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が百三十キロワット以上五百六十キロワット未満のもの</p>	<p>八モードによる測定</p>	<p>一キロワット時当たり四・七九グラム</p>

同表粒子状物質の項を次のように改める。

粒子状物質			
ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する普通自動車又は小型自動車	ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する普通自動車又は小型自動車	暖機状態での J C ○ 八モードによる測定 及び冷機状態での J C ○ 八モードによる測定であつて、暖機状態での J C ○ 八モードによる測定値に ○・七五を乗じた値と冷機状態での J C ○ 八モードによる測定値に ○・二五を乗じた値との和	一キロメートル走行当たり ○・○○ 七グラム
ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する普通自動車又は小型自動車	ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する普通自動車又は小型自動車	暖機状態での J C ○ 八モードによる測定 及び冷機状態での J C ○ 八モードによる測定	一キロメートル走行当たり ○・○○ 九グラム

<p>車であつて、車両総重量が千七百キログラムを超え三千五百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）</p>		<p>ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）</p>
<p>C〇八モードによる測定であつて、暖機状態でのJC〇八モードによる測定値に〇・七五を乗じた値と冷機状態でのJC〇八モードによる測定値に〇・二五を乗じた値との和</p>	<p>JE〇五モードをガソリン重量車用車速変換プログラムにより変換した運転モードによる測定</p>	
		<p>一キロワット時当たり〇・〇一三グラム</p>

<p>軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの（二輪自動車を除く。）及び車両総重量が千七百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）</p>	<p>暖機状態でのJC〇八モードによる測定及び冷機状態でのJC〇八モードによる測定であつて、暖機状態でのJC〇八モードによる測定値に〇・七五を乗じた値と冷機状態でのJC〇八モードによる測定値に〇・二五を乗じた値との和</p>	<p>一キロメートル走行当たり〇・〇〇七グラム</p>
<p>軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が千七百キログラムを超え三千五百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗</p>	<p>暖機状態でのJC〇八モードによる測定及び冷機状態でのJC〇八モードによる</p>	<p>一キロメートル走行当たり〇・〇〇九グラム</p>

<p>車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）</p>	<p>軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）</p>	<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が十九キロワット以上三十七キロワット未満のもの</p>
<p>測定であつて、暖機状態でのJC○八モードによる測定値に○・七五を乗じた値と冷機状態でのJC○八モードによる測定値に○・二五を乗じた値との和</p>	<p>JE○五モードをデイズル重量車用車速変換プログラムにより変換した運転モードによる測定</p>	<p>八モードによる測定</p>
	<p>一キロワット時当たり○・〇一三グラム</p>	<p>一キロワット時当たり○・五三グラム</p>

<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が三十七キロワット以上五十六キロワット未満のもの</p>	<p>八モードによる測定</p>	<p>一キロワット時当たり〇・四〇グラム</p>
<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が五十六キロワット以上七十五キロワット未満のもの</p>	<p>八モードによる測定</p>	<p>一キロワット時当たり〇・三三グラム</p>
<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が七十五キロワット以上百三十キロワット未満のもの</p>	<p>八モードによる測定</p>	<p>一キロワット時当たり〇・二七グラム</p>
<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が百三十キロワット以上五百六十キロワット未満のもの</p>	<p>八モードによる測定</p>	<p>一キロワット時当たり〇・二三グラム</p>

同表備考第八号中「環境管理局」を「水・大気環境局」に改める。

別表第一の二窒素酸化物の項を次のように改める。

<p>窒素酸化物</p>	<p>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて</p>	<p>暖機状態でのJCO 八モードによる測定</p>	<p>一キロメートル走行当たり〇・〇五</p>
--------------	---	--------------------------------	-------------------------

<p>、専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの（二輪自動車を除く。）及び車両総重量が千七百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）並びにガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車であつて、専ら乗用の用に供するもの（二輪自動車を除く。）</p>	<p>及び冷機状態でのJC○八モードによる測定であつて、暖機状態でのJC○八モードによる測定値に○・七五を乗じた値と冷機状態でのJC○八モードによる測定値に○・二五を乗じた値との和の平均値</p>	<p>グラム</p>
<p>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車（専ら乗用の用に供するもの及び二輪自動車を除く。）</p>	<p>暖機状態でのJC○八モードによる測定及び冷機状態でのJC○八モードによる測定であつて、暖機</p>	<p>一キロメートル走行当たり○・〇五グラム</p>

	<p>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が千七百キログラムを超え三千五百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）</p>
<p>状態でのJC〇八モードによる測定値に〇・七五を乗じた値と冷機状態でのJC〇八モードによる測定値に〇・二五を乗じた値との和の平均値</p>	<p>暖機状態でのJC〇八モードによる測定及び冷機状態でのJC〇八モードによる測定であつて、暖機状態でのJC〇八モードによる測定値に〇・七五を乗じた値</p>
	<p>一キロメートル走行当たり〇・〇七グラム</p>

	<p>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）</p>	<p>軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの（二輪自動車を除く。）及び車両総重量が千七百キログラム以下のもの（専ら乗用の用</p>
<p>と冷機状態でのJ C ○八モードによる測定値に○・二五を乗じた値との和の平均値</p>	<p>J E ○五モードをガソリン重量車用車速変換プログラムにより変換した運転モードによる測定の平均値</p>	<p>暖機状態でのJ C ○八モードによる測定及び冷機状態でのJ C ○八モードによる測定であつて、暖機</p>
	<p>一キロワット時当たり○・七グラム</p>	<p>一キロメートル走行当たり○・○八グラム</p>

<p>に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。)</p>	<p>軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が千七百キログラムを超え三千五百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）</p>
<p>状態でのJC〇八モードによる測定値に〇・七五を乗じた値と冷機状態でのJC〇八モードによる測定値に〇・二五を乗じた値との和の平均値</p>	<p>暖機状態でのJC〇八モードによる測定及び冷機状態でのJC〇八モードによる測定であつて、暖機状態でのJC〇八モードによる測定値に〇・七五を乗じた値</p>
<p></p>	<p>一キロメートル走行当たり〇・一五グラム</p>

	<p>軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）</p>	<p>ガソリンを燃料とする小型自動車（二輪自動車に限る。）及び原動機付自転車自動車に限る。）及び原動機付自転車ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車</p>
<p>と冷機状態でのJ C ○八モードによる測定値に○・二五を乗じた値との和の平均値</p>	<p>J E ○五モードをデ イーゼル重量車用車 速変換プログラムに より変換した運転モ ードによる測定の平 均値</p>	<p>二輪車モードによる 測定の平均値</p>
<p>一キロワット時当 たり○・七グラム</p>	<p>一キロメートル走 行当たり○・一五 グラム</p>	<p>一キロワット時当 たり○・六グラム</p>

<p>であつて、定格出力が十九キロワット以上五百六十キロワット未満のもの</p>	<p>八モードによる測定</p>	<p>一キロワット時当たり六・〇グラム</p>
<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が十九キロワット以上三十七キロワット未満のもの</p>	<p>八モードによる測定</p>	<p>一キロワット時当たり四・〇グラム</p>
<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が三十七キロワット以上七十五キロワット未満のもの</p>	<p>八モードによる測定</p>	<p>一キロワット時当たり三・六グラム</p>
<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が七十五キロワット以上百三十キロワット未満のもの</p>	<p>八モードによる測定</p>	<p>一キロワット時当たり三・六グラム</p>

百三十キロワット以上五百六十キロワット未満のもの

同表粒子状物質の項を次のように改める。

<p>粒子状物質</p>	<p>ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する普通自動車又は小型自動車であつて、専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの（二輪自動車を除く。）及び車両総重量が千七百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）並びにガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する軽自動車</p>	<p>暖機状態でのJC○八モードによる測定及び冷機状態でのJC○八モードによる測定であつて、暖機状態でのJC○八モードによる測定値に○・七五を乗じた値と冷機状態でのJC○八モードによる測定値に○・二五を乗じた値との和の平均値</p>	<p>一キロメートル走行当たり○・○○五グラム</p>
--------------	--	--	-----------------------------

<p>ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する普通自動車又は小型自動車</p>	<p>暖機状態でのJC○八モードによる測定及び冷機状態でのJC○八モードによる測定であつて、暖機状態でのJC○八モードによる測定値に</p> <p>○・七五を乗じた値と冷機状態でのJC○八モードによる測定値に○・二五を乗じた値との和の平均値</p>	<p>一キロメートル走行当たり○・○七グラム</p>
<p>ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する普通自動車又は小型自動車</p>	<p>JE○五モードをガソリン重量車用車速変換プログラムによる</p>	<p>一キロワット時当たり○・○一グラム</p>

<p>車であつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）</p>	<p>り変換した運転モードによる測定の平均値</p>	
<p>軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの（二輪自動車を除く。）及び車両総重量が千七百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）</p>	<p>暖機状態でのJC○八モードによる測定及び冷機状態でのJC○八モードによる測定であつて、暖機状態でのJC○八モードによる測定値に○・七五を乗じた値と冷機状態でのJC○八モードによる測定値に○・二五を乗じた値との和の平均</p>	<p>一キロメートル走行当たり○・○五グラム</p>

<p>軽油を燃料とする普通自動車又は小型 自動車であつて、車両総重量が千七百 キログラムを超え三千五百キログラム 以下のもの（専ら乗用の用に供する乗 車定員十人以下のもの及び二輪自動車 を除く。）</p>	<p>値</p> <p>暖機状態での J C O 八モードによる測定 及び冷機状態での J C O 八モードによる 測定であつて、暖機 状態での J C O 八モ ードによる測定値に ○・七五を乗じた値 と冷機状態での J C O 八モードによる測 定値に○・二五を乗 じた値との和の平均 値</p>	<p>一キロメートル走 行当たり○・○○ 七グラム</p>
<p>軽油を燃料とする普通自動車又は小型 自動車であつて、車両総重量が三千五</p>	<p>J E O 五モードをデ イゼル重量車用車</p>	<p>一キロワット時当 たり○・○一〇グ</p>

<p>百キログラムを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）</p>	<p>速変換プログラムにより変換した運転モードによる測定の平均値</p>	<p>ラム</p>
<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が十九キロワット以上三十七キロワット未満のもの</p>	<p>八モードによる測定の平均値</p>	<p>一キロワット時当たり〇・四グラム</p>
<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が三十七キロワット以上五十六キロワット未満のもの</p>	<p>八モードによる測定の平均値</p>	<p>一キロワット時当たり〇・三グラム</p>
<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が五十六キロワット以上七十五キロワット未満のもの</p>	<p>八モードによる測定の平均値</p>	<p>一キロワット時当たり〇・二五グラム</p>

<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が七十五キロワット以上百三十キロワット未満のもの</p>	<p>軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が七十五キロワット以上百三十キロワット未満のもの</p>
<p>八モードによる測定 の平均値</p>	<p>八モードによる測定 の平均値</p>
<p>一キロワット時 たり〇・一七 グラム</p>	<p>一キロワット時 たり〇・二 グラム</p>

○自動車排出ガスの量の許容限度の一部を改正する件新旧対照条文（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

現行

大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第十九条第一項の規定に基づき、自動車排出ガスの量の許容限度を次のように定め、自動車排出ガスの量の許容限度（昭和四十七年十二月環境庁告示第百十五号）は、廃止する。
大気汚染防止法第十九条第一項の自動車排出ガスの量の許容限度は、次の各号に掲げるとおりとする。
一～三（略）

大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第十九条第一項の規定に基づき、自動車排出ガスの量の許容限度を次のように定め、自動車排出ガスの量の許容限度（昭和四十七年十二月環境庁告示第百十五号）は、廃止する。
大気汚染防止法第十九条第一項の自動車排出ガスの量の許容限度は、次の各号に掲げるとおりとする。
一～三（略）

別表第一

別表第一

窒素酸化物	炭化水素				非メタン炭化水素（排気管から排出されるものに限る。）	一酸化炭素	自動車排出ガスの種類	自動車の種別	測定の方法	自動車排出ガスの量の許容限度
	蒸発ガスの排出されるもの	パイロガスとして排出されるもの	排気管から排出されるもの	排気管から排出されるもの						
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	自動車	（略）	（略）	（略）

窒素酸化物	炭化水素				非メタン炭化水素（排気管から排出されるものに限る。）	一酸化炭素	自動車排出ガスの種類	自動車の種別	測定の方法	自動車排出ガスの量の許容限度
	蒸発ガスの排出されるもの	パイロガスとして排出されるもの	排気管から排出されるもの	排気管から排出されるもの						
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	自動車	（略）	（略）	（略）

<p>軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの（二輪自動車を除く。）及び車両総重量が千七百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）</p>	<p>暖機状態でのJCO八モードによる測定及び冷機状態でのJCO八モードによる測定であつて、暖機状態でのJCO八モードによる測定に○・七五を乗じた値と冷機状態でのJCO八モードによる測定に○・二五を乗じた値との和</p>	<p>一キロメートル走行当たり○・一九グラム</p>
---	--	----------------------------

<p>軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの（二輪自動車を除く。）</p>	<p>軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が千七百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）</p>	<p>暖機状態でのJCO八モードによる測定及び冷機状態でのJCO八モードによる測定であつて、暖機状態でのJCO八モードによる測定に○・七五を乗じた値と冷機状態でのJCO八モードによる測定に○・二五を乗じた値との和</p>	<p>一キロメートル走行当たり○・一九グラム（法第四十条第五号に規定する車両重量（以下「車両重量」という。）が千二百六十五キログラムを超えるものにあつては、○・二〇グラム）</p>
--	---	--	--

粒子状物質	(略)	軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が千七百キログラムを超え三千五百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）	暖機状態でのJCO八モードによる測定及び冷機状態でのJCO八モードによる測定であつて、暖機状態でのJCO八モードによる測定に〇・七五を乗じた値と冷機状態でのJCO八モードによる測定に〇・二五を乗じた値との和	一キロメートル走行当たり 〇・二〇グラム
		ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する普通自動車又は小型自動車であつて、専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの（二輪自動車を除く。）及び車両総重量が千七百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）並びにガソリンを燃	暖機状態でのJCO八モードによる測定及び冷機状態でのJCO八モードによる測定であつて、暖機状態でのJCO八モードによる測定に〇・七五を乗じた値と冷機状態でのJCO八モードによる測定に〇・二五を乗じた値との和	一キロメートル走行当たり 〇・九グラム

粒子状物質	(略)	軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が千七百キログラムを超え三千五百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）	暖機状態でのJCO八モードによる測定及び冷機状態でのJCO八モードによる測定であつて、暖機状態でのJCO八モードによる測定に〇・七五を乗じた値と冷機状態でのJCO八モードによる測定に〇・二五を乗じた値との和	一キロメートル走行当たり 〇・三三グラム
		ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する普通自動車又は小型自動車であつて、専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの（二輪自動車を除く。）及び車両総重量が千七百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）並びにガソリンを燃	暖機状態でのJCO八モードによる測定及び冷機状態でのJCO八モードによる測定であつて、暖機状態でのJCO八モードによる測定に〇・七五を乗じた値と冷機状態でのJCO八モードによる測定に〇・二五を乗じた値との和	二・七グラム

<p>料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する軽自動車</p>	<p>ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が千七百キログラムを超え三千五百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）</p>	<p>ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）</p>
<p>状態でのJC0モードによる測定値に〇・七五を乗じた値と冷機状態でのJC0モードによる測定値に〇・二五を乗じた値との和</p>	<p>暖機状態でのJC0モードによる測定及び冷機状態でのJC0モードによる測定であつて、暖機状態でのJC0モードによる測定値に〇・七五を乗じた値と冷機状態でのJC0モードによる測定値に〇・二五を乗じた値との和</p>	<p>JC0モードをエンジン重量車用車速変換プログラムにより変換した運転モードによる測定</p>
<p>一キロメートル走行当たり〇・〇〇九グラム</p>	<p>一キロワット時当たり〇・〇二三グラム</p>	

<p>軽油を燃料とする普通自動車又は小型 自動車であつて、専ら乗用の用に供す る乗車定員十人以下のもの（二輪自動 車を除く。）及び車両総重量が千七百 キログラム以下のもの（専ら乗用の用 に供する乗車定員十人以下のもの及び 二輪自動車を除く。）</p>	<p>暖機状態で のJCO八 モードによ る測定及び 冷機状態で のJCO八 モードによ る測定であ つて、暖機 状態でのJ CO八モー ドによる測 定値に〇・ 七五を乗じ た値と冷機 状態でのJ CO八モー ドによる測 定値に〇・ 二五を乗じ た値との和</p>	<p>一キロメートル走行当 たり〇・〇〇七グラム</p>
---	--	----------------------------------

<p>軽油を燃料とする普通自動車又は小型 自動車であつて、車両総重量が千七百 キログラム以下のもの（専ら乗用の用 に供する乗車定員十人以下のもの及び 二輪自動車を除く。）</p>	<p>暖機状態で のJCO八 モードによ る測定及び 冷機状態で のJCO八 モードによ る測定であ つて、暖機 状態でのJ CO八モー ドによる測 定値に〇・ 二五を乗じ た値との和</p>	<p>一キロメートル走行当 たり〇・〇一七グラム （車両重量が千二百六 十五キログラムを超え るものにあつては、〇 ・〇一九グラム）</p>
---	--	--

粒子状物質のうちディーゼル黒煙 (略)	(略)	軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの(専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。) J E O 五モ ードをディ ーゼル重量 車用車速変 換プログラ ムにより変 換した運転 モードによ る測定	自動車であつて、車両総重量が千七百キログラムを超え三千五百キログラム以下のもの(専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。) の J C O 八 モードによ る測定及び 冷機状態で の J C O 八 モードによ る測定であ る測定であ つて、暖機 状態での J C O 八モ ードによる測 定値に O・ 七五を乗じ た値と冷機 状態での J C O 八モ ードによる測 定値に O・ 二五を乗じ た値との和	たり O・O O 九グラム
		軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの(専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。) J E O 五モ ードをディ ーゼル重量 車用車速変 換プログラ ムにより変 換した運転 モードによ る測定	自動車であつて、車両総重量が千七百キログラムを超え三千五百キログラム以下のもの(専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。) の J C O 八 モードによ る測定及び 冷機状態で の J C O 八 モードによ る測定であ る測定であ つて、暖機 状態での J C O 八モ ードによる測 定値に O・ 七五を乗じ た値と冷機 状態での J C O 八モ ードによる測 定値に O・ 二五を乗じ た値との和	たり O・O O 九グラム
		軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの(専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。) J E O 五モ ードをディ ーゼル重量 車用車速変 換プログラ ムにより変 換した運転 モードによ る測定	自動車であつて、車両総重量が千七百キログラムを超え三千五百キログラム以下のもの(専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。) の J C O 八 モードによ る測定及び 冷機状態で の J C O 八 モードによ る測定であ る測定であ つて、暖機 状態での J C O 八モ ードによる測 定値に O・ 七五を乗じ た値と冷機 状態での J C O 八モ ードによる測 定値に O・ 二五を乗じ た値との和	たり O・O O 九グラム

備考
 一〇七 (略)
 八 第四号及び第六号の規定により作成されたガソリン重量車用車速変換プログラム及びディーゼル重量車用車速変換プログラムは、インターネットを利用して公表するほか、環境省水・大気環境局総務課環境管理技術室において公衆の閲覧に供するものとする。
 九〇十四 (略)

粒子状物質のうちディーゼル黒煙 (略)	(略)	軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの(専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。) J E O 五モ ードをディ ーゼル重量 車用車速変 換プログラ ムにより変 換した運転 モードによ る測定	自動車であつて、車両総重量が千七百キログラムを超え三千五百キログラム以下のもの(専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。) の J C O 八 モードによ る測定及び 冷機状態で の J C O 八 モードによ る測定であ る測定であ つて、暖機 状態での J C O 八モ ードによる測 定値に O・ 七五を乗じ た値と冷機 状態での J C O 八モ ードによる測 定値に O・ 二五を乗じ た値との和	たり O・O O 二〇グラム
		軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの(専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。) J E O 五モ ードをディ ーゼル重量 車用車速変 換プログラ ムにより変 換した運転 モードによ る測定	自動車であつて、車両総重量が千七百キログラムを超え三千五百キログラム以下のもの(専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。) の J C O 八 モードによ る測定及び 冷機状態で の J C O 八 モードによ る測定であ る測定であ つて、暖機 状態での J C O 八モ ードによる測 定値に O・ 七五を乗じ た値と冷機 状態での J C O 八モ ードによる測 定値に O・ 二五を乗じ た値との和	たり O・O O 二〇グラム
		軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの(専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。) J E O 五モ ードをディ ーゼル重量 車用車速変 換プログラ ムにより変 換した運転 モードによ る測定	自動車であつて、車両総重量が千七百キログラムを超え三千五百キログラム以下のもの(専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。) の J C O 八 モードによ る測定及び 冷機状態で の J C O 八 モードによ る測定であ る測定であ つて、暖機 状態での J C O 八モ ードによる測 定値に O・ 七五を乗じ た値と冷機 状態での J C O 八モ ードによる測 定値に O・ 二五を乗じ た値との和	たり O・O O 二〇グラム

備考
 一〇七 (略)
 八 第四号及び第六号の規定により作成されたガソリン重量車用車速変換プログラム及びディーゼル重量車用車速変換プログラムは、インターネットを利用して公表するほか、環境省環境管理技術室において公衆の閲覧に供するものとする。
 九〇十四 (略)

<p>軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が千七百キログラムを超え三千五百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）</p>	
<p>暖機状態でのJC08モードによる測定及び冷機状態でのJC08モードによる測定である</p>	<p>状態でのJC08モードによる測定に0.75を乗じた値と冷機状態でのJC08モードによる測定に0.25を乗じた値との和の平均値</p>
<p>一キロメートル走行当たり0.15グラム</p>	

<p>軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が千七百キログラムを超え三千五百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）</p>	<p>軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が千七百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）</p>	
<p>暖機状態でのJC08モードによる測定及び冷機状態でのJC08モードによる測定である</p>	<p>暖機状態でのJC08モードによる測定及び冷機状態でのJC08モードによる測定である</p>	<p>状態でのJC08モードによる測定に0.75を乗じた値と冷機状態でのJC08モードによる測定に0.25を乗じた値との和の平均値</p>
<p>一キロメートル走行当たり0.25グラム</p>	<p>一キロメートル走行当たり0.14グラム</p>	

<p>ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が千七百キログラムを超え三千五百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）</p>	<p>ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）</p>	<p>Ｃ〇八モードによる測定値に〇・二五を乗じた値との和の平均値</p> <p>暖機状態でのＪＣ〇八モードによる測定及び冷機状態でのＪＣ〇八モードによる測定であつて、暖機状態でのＪＣ〇八モードによる測定に〇・七五を乗じた値と冷機状態でのＪＣ〇八モードによる測定との和の平均値</p>	<p>一キロメートル走行当たり 〇・〇〇七グラム</p>
<p>軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの（二輪自動車を除く。）及び車両総重量が千七百</p>	<p>暖機状態でのＪＣ〇八モードによる測定及び</p>	<p>一キロメートル走行当たり 〇・〇〇五グラム</p>	

<p>軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの（二輪自動車を除く。）</p>	<p>暖機状態でのＪＣ〇八モードによる測定及び</p>	<p>一キロメートル走行当たり 〇・〇一三グラム （車両重量が千二百六十五キログラムを超え</p>
--	-----------------------------	---

備考(略) 別表第二(略) 付録第一(略) 付録第二(略)	粒子状物質のうちディーゼル黒煙(略)	(略)	軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの(専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。)	以下のもの(専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。)
				る測定及び冷機状態でのJC08モードによる測定であつて、暖機状態でのJC08モードによる測定に0.75を乗じた値と冷機状態でのJC08モードによる測定に0.75を乗じた値との平均値
				一キロワット時当たり0.010グラム

備考(略) 別表第二(略) 付録第一(略) 付録第二(略)	粒子状物質のうちディーゼル黒煙(略)	(略)	軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの(専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。)	以下のもの(専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。)
				る測定及び冷機状態でのJC08モードによる測定であつて、暖機状態でのJC08モードによる測定に0.75を乗じた値と冷機状態でのJC08モードによる測定に0.75を乗じた値との平均値
				一キロワット時当たり0.027グラム